

令和4年7月21日

保護者様

松阪市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策業務の重点化の方針を踏まえた学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における感染拡大防止対策にご理解・ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、三重県医療保健部理事より7月13日付で、今後は、中学校、高等学校に加え、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、放課後児童クラブにおいても保健所による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととする旨通知がありました。ただし、同時に5人以上の集団感染が発生した場合等については、限られた空間における何らかの感染拡大要因の存在が疑われるため、必要に応じて、保健所と本庁新型コロナウイルス感染症対策本部が連携のうえ、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限が行われます。

松阪市教育委員会としましては、このことを踏まえ、学級閉鎖の判断基準について、下記のとおり整理をいたしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学級閉鎖の判断

同一の学級、部活動等で濃厚接触者と陽性者が5人以上、同日に欠席となった場合、学級（部活動等）閉鎖を実施します。期間は、陽性者及び濃厚接触者との最終接触日の翌日から5日間とします。

2 学年閉鎖の判断

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を検討します。

3 学校全体の臨時休業の判断（休校の判断）

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を検討します。

4 市の拡大防止検査は基本的に実施しません。

（学級閉鎖になってもPCR検査キットの配付をしないということです。）

5 陽性者が判明したときの保護者への連絡は、学級閉鎖以上の対応の場合とします。

（学級閉鎖の場合のみ絆メールで配信します。）

6 上記による対応については、令和4年7月21日から適用します。

7 その他

- 発熱等症状がある場合は、かかりつけ医や「診療・検査医療機関」への相談・受診をお願いいたします。

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000094.htm>

- 症状がなく、検査を希望される場合は、「三重県PCR等検査無料化事業実施機関」にお問い合わせください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm>